

○日本育英会法案に対する附帯決議

昭和59年7月4日

衆議院文教委員会

政府は、育英奨学事業の重要性にかんがみ、左記事項の実現に適切な措置を講ずるべきである。

- (1) 憲法、教育基本法の本質にのっとり、教育の機会均等の実現のため、育英奨学制度の拡充に努めること。
 - (2) 育英奨学事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額に努めること。
 - (3) 育英奨学事業は、無利子貸与制を根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、補完措置とし財政が好転した場合には検討すること。
 - (4) 有利子貸与の利率は、長期低利を将来にわたっても維持し、奨学生の返還負担が過重にならないようにすること。
 - (5) 奨学生の選考については、主として経済的基準を重視し、その収入限度額を大幅に引き上げるよう努めること。
 - (6) 日本育英会の奨学金受給者数の国公立と私立との格差の是正に努めること。また私学助成の拡充に努めること。
 - (7) 国の補助や税制上の措置の活用等により、地方公共団体の行う育英奨学事業及び育英奨学法人の育成に努めること。
 - (8) 返還免除制度は堅持するよう努めること。
 - (9) 国際人権規約第13条2(b)及び(c)については、諸般の動向をみて留保の解除を検討すること。
- 右決議する。